耐震診断アドバイザー派遣 お申し込みにあたっての注意事項

1. はじめに

- ○当制度は、同一の住宅に対し、原則、1回限りのご利用となります。
- ○現地調査では、壁の位置などを確認するため、<u>アドバイザーが住宅の内部(各部屋)に立ち入りますので、その旨ご了承ください。</u>
- ○診断結果の報告書は、現地調査後、おおむね1か月後に申込者の住所にご郵送いたします。 ※住宅の劣化が著しい場合などは、報告書の作成に時間を要しますので、報告書がお手元に届くまで1か月以上かかる場合があります。
 - ※申込者の住所以外に、報告書をご郵送することはできません。

2. 申し込みできる方は?

- ○申込者は住宅の「所有者」に限ります。
 - ※申込書の「1.申込者・同意者」の氏名欄は、所有者の自署(所有者ご自身による署名)の場合は押印不要です。諸事情によりやむを得ず、<u>所有者以外の方が、所有者名を代筆する場合、</u> 所有者名の押印が必要となります。
 - ※賃貸住宅の場合、賃借人の方はお申込みできませんので、所有者(大家)にお申込みをご依頼ください。
- ○耐震診断の結果が「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」という判定となった場合、以下の①および②について同意できる方に限ります。

①派遣事務局から市町村に対し、以下の情報を提供すること

- ・受付日 及び 現地調査日
- ・申込者の情報 ・・・ 氏名、住所、年齢、電話番号、携帯番号、FAX 番号
- ・調査物件の情報 ・・・ 物件の所在地、建築年、階数、延べ面積
- 耐震診断の結果



市町村に情報提供します

申込者や物件の情報や 診断の結果など



派遣事務局 (福岡県建築住宅センター)

②市町村の「耐震改修補助金制度等」に関する案内を受けること

・後日、市町村(または派遣事務局)から申込者に対し、市町村の耐震改修補助金制度の 概要、必要な申請手続きなどに関する情報をご案内いたします。



申込者にご案内します

市町村の耐震改修補助金制度の概要や 申請手続きなど



申込者

3. 対象となる住宅は?

○調査対象は、**昭和56年5月以前に建築**された<mark>平屋</mark>又は2階建の木造一戸建て住宅です。

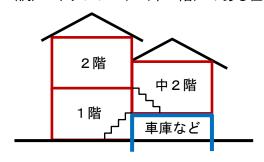
※以下の住宅は、いずれも調査対象となりません。

- ・昭和56年6月以降に建設された住宅
- ・プレハブ住宅・・・・ 耐震性の有無は、建設した住宅メーカーに直接お問い合わせください
- ・一戸建て以外の住宅(長屋住宅、共同住宅)
- ・店舗付き住宅で、店舗部分の床面積が建物全体の床面積の半分以上であるもの
- ・混構造(木造と木造以外とが併用する構造)の住宅【下図参照】
- ・スキップフロア (中2階) のある住宅【下図参照】

(例) 混構造の住宅



(例)スキップフロア(中2階)のある住宅



4. 申し込みに必要なものは?

- O以下①、②を派遣事務局まで 郵送 または FAX にて送付してください。
 - ①耐震診断アドバイザー派遣申込書 兼 同意書
 - ※記入方法は、別紙「記入例」をご参照ください。
 - ※アドバイザーとの日程調整に時間を要することがありますので、派遣希望時期については、できるだけ幅を持たせて下さい。
 - ②住宅の平面図(白黒コピーで可)、若しくは間取り図(手書きで構いません)

【申し込み先】

生涯あんしん住宅

〒816-0804 春日市原町 3-1-7 クローバープラザ敷地内 電話 092-582-8061 / FAX 092-582-8162

※派遣申込書 兼 同意書・間取り用紙は、(一財) 福岡県建築住宅センターのホームページからダウンロードできます。ホームページがご覧できない方は、福岡県建築住宅センターまでお電話ください。

(福岡県建築住宅センター 企画情報部 : 電話 092-781-5169)

5. 申し込みできる耐震診断のメニューと注意点は?

- ○「一般診断」と「簡易診断」のいずれかの診断をご利用できます。
- ○診断費用は、現地調査当日に、直接、アドバイザーにお渡しください。

一般診断(費用6,000円)

- ○アドバイザーが、床下・小屋裏に進入して調査し、目視で壁の仕様等を確認した上で耐震性の 診断を行います。
- ○ご希望の方には、「耐震改修計画書(案)」と「工事概算見積書」を作成することができます。

重 要「耐震改修計画書(案)」と「工事概算見積書」について

- ・本制度の「耐震改修計画書(案)」と「工事概算見積書」は、<u>今後、耐震改修工事の実施</u> <u>についてご検討いただくための参考</u>資料(目安)として作成するものです。
- ・耐震改修工事は工事を行う施工業者によって、改修方法や工期、使用する材料などが異なります。そのため、<u>耐震改修工事を実施される際は、工事を依頼する施工業者に、耐</u>震改修計画の作成と工事費の見積をご依頼ください。
- ・<u>実際の工事費は、本制度で作成する「工事概算見積書」よりも高くなる可能性がありま</u> すので、その旨どうかご了承ください。
- ○診断当日は、必ず申込者の方で床下・天井の点検口を開けた状態にしてください。 ※点検口がない場合や開かない場合は、診断ができない場合があります。
- O床下の点検口がない場合は、畳の下から床下に進入しますが、<u>必ず申込者の方で畳上げと下地</u> 板を外した状態にしてください。
 - ※畳上げなどは住宅を傷つける可能性がありますので、アドバイザーではできません。

簡易診断(費用3,000円)

- ○床下・小屋裏に進入せず、通常見える範囲で現地調査し、ご提供いただく図面(平面図)を参考にして耐震性の診断を行います。
- ○図面がない場合や図面と現地が合っていない場合は、実際より耐力が低く計算される可能性が あります。

6. 診断結果が悪かったら?

○報告書に同封している**チラシ『住まいの耐震化を支援します!』**をご覧いただき、耐震改修工 事の実施についてご検討ください。

チラシ『住まいの耐震化を支援します!』には、市町村が実施する耐震改修の補助金や、耐震 診断・耐震改修の無料相談窓口などの情報を記載しております。